

平成19年4月13日
行政改革推進本部事務局

2回目以降の再就職のあっせんに関する調査結果について

行政改革推進本部事務局においては、公務員制度改革の検討に資するため、2回目以降の再就職のあっせんによる再就職の概況を把握するための調査を実施したところです。このたび、その結果を別表のとおりとりまとめましたので公表します。

〔概要〕

平成16年から平成18年までの3年間に、各府省において職員の2回目以降の再就職のあっせん(※1、※2)を行ったことが確認されたものの人数は、16人となっており、そのうち何らかの予算・権限関係(※3)にある企業等への再就職者は8人(50.0%)となっている。

法人区分別に見ると、営利法人への再就職が最も多く12人、次いで公益法人が3人となっており、それぞれ何らかの予算・権限関係にあるものは7人(58.3%)、1人(33.3%)となっている。

※1 再就職のあっせんとは、企業、団体等からの要請に基づき職員に当該企業、団体等を再就職先として紹介すること等各府省がその職員の再就職について何らかの関与をすること（若年定年、任期満了等により退職する自衛官の再就職を支援するため無料職業紹介事業を行う法人に対し求職情報を取り次ぐこと等を除く。）をいう。

※2 2回目以降とは、離職後、一度でも独立行政法人等、公益法人、その他の非営利法人、営利法人に再就職した元職員に対して行う再就職のあっせん。(1回目の再就職先での勤務時間の長短や再就職が2回目であるか、3回目以降であるかを問わない。)

※3 営利法人については、国家公務員法第103条第2項及び第3項の規定等により、再就職につき人事院等の承認が必要な出身府省と密接な関係にあるものであり、許認可権限がある場合、2千万円以上の契約関係がある場合、行政指導の関係がある場合など。

営利法人以外の法人については、出身府省が当該法人の所管府省となっている場合（主務大臣となっている場合、当該法人の設立につき許認可権限を有している場合）、平成15年度から平成17年度において、出身府省から当該法人へ補助金、事業発注、物品調達等、何らかの金銭交付があった場合。

2回目以降の再就職のあつせんに関する調査結果

(別表)

府省名	元の再就職先法人 による2回目 以降の再就職先法人	平成16年～18年法人区分別計			平成16年～18年 全法人計
		独立行政法人等	公益法人	その他非営利法人	
会計検査院	公益法人		2 (0)		2 (0)
人事院	公益法人	2	(0)		2
内閣官房	公益法人				
内閣法制局	公益法人				
宮内庁	その他非営利法人	1	(1)	1 (1)	1 (1)
公正取引委員会	その他非営利法人	1	(1)	1 (0)	2 (1)
警察庁	その他非営利法人	1	(1)	1 (0)	2 (1)
防衛庁（防衛省）	その他非営利法人	1	(1)	1 (0)	2 (1)
金融庁	公益法人				
総務省	公益法人				
公害等調整委員会	その他非営利法人	1	(1)	1 (1)	2 (1)
法務省	独立行政法人等				
外務省	独立行政法人等				
財務省	独立行政法人等	2	(0)	2 (0)	2 (0)
文部科学省	その他非営利法人	1	(1)	1 (1)	1 (1)
厚生労働省	その他非営利法人	1	(1)	1 (1)	1 (1)
農林水産省	公益法人				
経済産業省	営利法人	1	(0)	1 (0)	1 (0)
国土交通省	営利法人	2	(2)	2 (2)	2 (2)
環境省	営利法人	3	(1)	3 (1)	3 (1)
独立行政法人等					
法人区分別計	公益法人	2 (0)		3 (3)	5 (3)
	その他非営利法人	1 (1)	(0)	1 (1)	3 (2)
	営利法人			6 (3)	6 (3)
法人計	全法人	3 (1)	(0)	12 (7)	16 (8)

※1 再就職のあつせんとは、企業、団体等からの方の要請に基づき職員に当該企業、団体等を再就職先として紹介することと等各府省がその職員の再就職について何らかの関与をすること（若年定年、任期満了等により退職する自衛官の再就職を支援するため無料職業紹介事業を行う法人に対し求職情報を取り次ぐこと等を除く。）をいう。

※2 2回目以降とは、離職後、一度でも独立行政法人等、公益法人、その他非営利法人、営利法人に再就職した元職員に対して行う再就職のあつせん。（1回目の再就職先での勤務期間の長短や再就職が2回目であるか、3回目以降であるかを問わない。）

※3 記載は職員の2回目以降の再就職につきあつせんを行ったことが確認されたもの的人数であり、（）内は、何らかの予算・権限関係にある企業等への再就職あつせんであり内数。なお、空欄は、2回目以降の職員の再就職のあつせんを通例として行っている課等として確認されたが、人數が確認されなかつたものである。

(参考1)

166-衆-本会議-30号 平成19年05月15日 (抜粋)

○細野豪志君 民主党の細野豪志でございます。

わたりについては、もう一つ気になることがあります。四月十三日、渡辺大臣の指示で、二度目以降の再就職のあっせん、すなわちわたりの調査が公表されました。平成十六年から十八年までの三年間、全省庁でわずか十六件という信じがたい数字が出てまいりました。

経済産業省は、私の委員会質問に対して、職務でわたりのあっせんをしていることを認めています。各省庁が少なくとも七十五歳前後までわたりのあっせんをしてきたことは、周知の事実であります。今回の調査結果は、この周知の事実を正面から否定するものであります。わたりのあっせんが組織的に行われていなかつたことになると、仮に新人材バンクでこのあっせんをしないとしても、これからも隠然として各省庁で継続をしてわたりのあっせんが行われる可能性があります。それを予防するためにも、渡辺大臣には、断固として今回、再調査を指示すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（渡辺喜美君）

わたりあっせんに関する再調査についてのお尋ねがありました。

御指摘の二回目以降の再就職あっせんに関する調査においては、平成十六年から十八年までの三年間に、各府省等において二回目以降の再就職のあっせんを行ったことが確認されたものについて、法人区分別の件数及びそのうち予算・権限関係にあるものの件数を各府省等から回答してもらい、それを取りまとめたものであります。

今般の改正においては、先ほど申し上げましたわたりあっせんも含めて、各府省等による再就職あっせんを全面的に禁止をするわけであります。当面、再調査を行うことは考えておりません。

○細野豪志君

渡辺大臣に、二点、わたりについてお伺いいたします。

わたりについて、渡辺大臣は、非常に大きな声で答弁をされましたけれども、答え自体は濁されました。

私が聞いたのは、官民人材交流の枠組みの中で、二度目以降のあっせんもする可能性があるんですか、ないですかということを聞いたんです。このことについての御答弁がありません。

強調しておきますが、二度目以降のわたりのあっせんは、これはどう考えても認め得るものではありません。この部分がないと答弁をしていただかなければ、この天下りそのものの根本的な問題が解決するとは到底思えませんので、明確に御答弁をいただきたいと思います。

そして、調査結果、この再調査を私は求めたわけでございますが、そのことについて確認をさせていただきます。

四月十三日に出た調査結果に対して、渡辺大臣は当初、信じがたい数字だという認識を示されました。認識を変えられたのでしょうか。

大臣、先ほど私が伺ったのは、仮に新人材バンクでわたりのあっせんをしないとして

も、それぞれの省庁でわたりのあっせんが隠然と続くのではないですかというのを申し上げたんです。これまでやってきたことと同じことがやられる可能性があるんだとすれば、これまでの部分もきっちり認めていただかなければならない、その趣旨で申し上げました。

○国務大臣（渡辺喜美君） 細野議員にお答えをいたします。

細野議員は、あたかも我々が焼け太り法案を出すなどというとんでもない思い違いをしておられます。我々は、今總理がおっしゃったように、天下りを根絶する法案を出そうとしているのであります。

今、天下りというのは、人事の一環としてそれぞれの省庁が押しつけ的に、国民の側から見ると、人事の一環というのは押しつけのように見えてしまうんです。ですから、そういうやり方を全面的に禁止して、そして中立的な機関である再就職支援の官民人材交流センターに一元化をしようというものであります。

その人材センターの予算や規模等については、まさに先ほどもお答え申し上げましたように、有識者懇談会の意見を踏まえて詳細な制度設計を行うと申し上げているではありませんか。

また、わたりあっせんについての御質問でございました。先ほども申し上げましたように、各省庁のあっせんは全面的に禁止をされるわけでありますから、当然、二回目、三回目のあっせんも、これは禁止になるわけです。

人材交流センターにおいてはどうか。先ほども申し上げましたように、二回目、三回目の再就職というのは離職後長期間にわたっているので、同センターは基本的にはあっせんは行わないと申し上げたではありませんか。

わたりあっせんの調査において、三年間で十六件という数字は少な過ぎるではないかとのお尋ねでございました。私もそう思います。これは、確認されたものが十六件しかない、こういう答えでございます。

いずれにしましても、わたりあっせんを含めて、各府省等による再就職あっせんを全面的に禁止するわけでありますから、天下りは根絶されるということでございます。

（以下略）

官民人材交流センターの制度設計に関する懇談会議事録（第2回～第4回 抜粋）

<2回目、3回目の再就職のあっせんについて：各省官房長ヒアリング>

(財務省)

○野村委員 本当に基本的なことを伺って恐縮なんですけれども、今のお話ですと、やはり公務員の方の再就職のあっせんが非常に重要だということは私もよくわかりまして、早期に退職される方がその後の生活の安定を確保するためにあっせんしていただいてよかったです。私が、私もたくさんあるんだろうと思います。そうだとしますと、一たんあっせんした公務員の方のところに、新たにその人を追い出すかのような形であっせんするというのは、どうして行われるのかということがよくわからないんですね。

既に一たんあっせんされた方というのは、まさに役所の方からそこの場所を生涯の最後の就職地として、しっかりと働くようにということで応援されてそこに出でていかれたと思うんですけども、それがほんの数年で別な人が来るんでと追い出されるのはやや無責任な感じがするんですけども、これはどういうメカニズムでそうなっているんでしょうか。

○丹吳財務省官房長 お答え申し上げます。

今の野村先生のお話は、一たん出た人、したがってOBの人を、就職している人を追い出して新しい人を入れているのではないかということでございますけれども、私ども先ほど申し上げましたように、OBと現役は全く違うと。現役はあくまで人事管理の一環として再就職の支援をする。それはまさに、先ほど申し上げましたように、全体的な定員管理が厳しい状況や何かの中であっせんをして、組織としての活性化を図るとともに、現役の人が安心して次の職に行けるようにやっていると。

ただ、OBにつきましては、今おっしゃったように、基本的には私どもで管理をしておりません。民間人になりましたということですから、直接は管理しておりません。

(厚生労働省)

○長谷川委員 端的に聞きます。この厚いファイルの国会提出資料の再就職状況の50ページと51ページです。50ページに若林さんという元事務次官の方が、表の上から2番目、中央職業能力開発協会というところに2回目に就職されて、51ページ、今度は征矢さん、この方も上から2行目、中央職業能力開発協会に若林さんの後に行かれておられます。この経緯はどういうことでしょうか。

○太田厚生労働省官房長 私の確認している限りでは、この中央職業能力開発協会は、いわゆる認可法人と言われる、行政の一翼を担うような組織でございます。この若林がリタイヤするに当たりまして、OB同士でございますので、征矢にあとをお願いできないかというようなことで理事長を交代したというようになっております。

○長谷川委員 それについては、厚生労働省はどのような関与をされたんでしょうか。

○太田厚生労働省官房長 これは協会で手続をとりまして、大臣認可でございますので、大臣がその人事について認可をしたという手続をとったところでございます。

○長谷川委員 あっせんについてはどのようなことをされたんでしょうか。

○太田厚生労働省官房長 これはOBでございますので、人事当局としてはあっせんは一切し

ておりません。

(農林水産省)

○長谷川委員 同じ資料の44ページ、高木さんという方は、現在、農林漁業金融公庫に在職中の総裁であられます。この方の前任者は、前ページ43ページ、鶴岡さんでした。高木さんは2回目の渡りとして農林中金総合研究所から現職に移られているわけですけれども、このときのあっせんは事務当局のどなたがおやりになったんでしょうか。

○井手農林水産省官房長 今も申し上げましたように、これはいわゆる大臣の任命行為によるものでございますから、当然、大臣の委嘱を受けてそのときの部下のどなたかに人選のお話があつたと思います。

○長谷川委員 それは事務当局の責任者は官房長という理解でよろしゅうござりますか。

○井手農林水産省官房長 先ほど申し上げましたように、私どもでは、その官房長が人事をやるとか、そういう内規もございませんし、その時々でどなたが大臣からのご指示を受けたのかということについては、職としては決まっていないと思います。

○長谷川委員 最初の論点に戻りますけれども、民間に既に行っておられた高木さんの2回目の渡りについて、大臣の指示があったとしても、役所の方があっせんをされることは現行法上で認められているというふうにお考えでしょうか。

○井手農林水産省官房長 これは法律上、大臣の任命行為によるということが定められておりまますので、その大臣が任命されるときに、これとこれとどっちがいいとか聞かれて、こちらがいいのではないでしょうかというお答えをしたかどうかわかりませんけれども、そういうことは大臣の任命行為を補佐するという行為でありますから、当然、許されると思っております。

(国土交通省)

○長谷川委員 この懇談会では最初から議論になっているんですが、2回目、3回目については、私人であるわけですから、公務員が私人に対して再就職のあっせんをすることについて疑問点が出されております。そういうことについては皆様はどのようにお考えですか。

○宿利国土交通省官房長 私ども、関係いたします団体その他、企業もそうですが、「こういう国土交通行政についての知識・経験、知見のある方をご紹介いただけないか」というお話をありましたときには、できる範囲でそういう情報提供することをこれまでもしてきておりますし、そのこと自体が非常に問題であるというふうには考えておりません。

○長谷川委員 それでご紹介するときに、結果として、いただいている資料は事務次官のOBの資料なんですが、こういう方が適当であるというときには民間の方もご紹介されているんでしょうか。

○宿利国土交通省官房長 先方が私どもにそういうお尋ねがある場合には、国土交通省の私どもに対してお尋ねがあるわけでございますから、私どもが知っている範囲の中で、かつ、行政の経験や知見などに秀でた方と言いますか、そういう観点から情報提供を求めてこられますので、おのずからご紹介あるいは情報提供できる方は私どもの先輩その他に限られていると思います。ただ、退職した方で民間の企業に勤めておられる方の中に適当な方がいれば、そういう意味での民間の方を紹介することはケースとしてあり得ると思います。

(総務省)

○長谷川委員 あとOBについて2回目、3回目のあっせんというのは行っておられる、認め

ておられると思うんですけども、OBの方については、一たん民間の方になった方が多いと思われますが、そういう方について、あっせんをするということについての妥当性というか、根拠といいますか、合理的な理由というのはどのようにお考えなんでしょうか。

○田中総務省官房長 根拠、理由につきましては、これは同じ総務省でございますけれども、制度官庁である人事・恩給局が従前からお答えしている範疇で、私ども、やっておるというふうに心得ております。これもあくまでも要請があれば、それに対して略歴をお送りする、たいていがそういうようなことがあろうかと思います。(中略) 従来、1回目、まさに人事管理の一環として、勧奨してどこかに再就職されて、その方が何がしかのご事情でおやめになって、いわゆる2回目の就職されるときに、なお、定年制の前、60歳以前であるという場合には、なかなかこれはつらいなというふうに外からは思っておりまして、そういう目で官房に参りましたけれども、私どもが積極的に、したがって、60前だから強力にあっせんするとか、そういうことではないということでございます。

繰り返しですが、根拠については、従来、人事・恩給局が申し上げている範疇で、私ども処理しているというふうに心得ております。

○長谷川委員 念のためですけれども、そうすると2回目、3回目についても、60歳前の場合は、人事管理の一環として行っていたというふうに理解してよろしいですか。

○田中総務省官房長 ちょっと私の言い方が個人の感想みたいなことをしゃべって、ややこしくなりましたが、人事管理の一環としては行っておりません。

(経済産業省)

○長谷川委員 2回目、3回目のあっせんOBについては、国会でもお話しになっていたかと思いますけれども、あっせんはされていたんでしょうか。

○松永経済産業省官房長 国会でもご答弁させていただきましたけれども、企業、団体等から必要な情報の提供を求められた場合には、それに対して答えるという形で対応させていただいておりますので、そういうことで2回目、3回目の再就職につきましても対応してきたというふうに承知をしております。

(中略)

○長谷川委員 2回目、3回目まで情報提供はということなんですが、省庁によってはOB同士が話し合ってやっていることであって、官房は承知しないというようなニュアンスのご説明をされた省もあったわけですから、経済産業省の場合は、その辺は官房もかかわって、情報提供していたということですから、かかわっているわけですけれども、端的に言えば人事管理の中で、どの程度、2回目、3回目のあっせんというのが重要な仕事だとお考えになってやってこられたんでしょうか。

○松永経済産業省官房長 最初の私のご説明がやや不正確だったかもしれませんけれども、2回目、3回目のいわば情報提供、あっせんをすべての退職された職員に行っているわけではございません、当然のことながら。そういうケースもあるということでございます。

したがいまして、私が承知をしている中でも、2回目の再就職をするに当たりまして、直接、企業・団体等からその個人の方が要請を受けて再就職するケースも、もちろんたくさんございますし、あるいは別のOBから紹介を受けて、それにこたえる形で再就職される方もかなりございます。

<2回目、3回目の再就職のあっせんについて：各省事務次官OBヒアリング>

(財務省)

○長谷川委員 どうもご苦労さまです。前回のヒアリングで現職の丹呂官房長が「OBのあっせんはしていない」とおっしゃっていたんですが、細川さんが官房長だったときはいかがだったでしょうか。

○細川財務省事務次官OB 今申し上げましたように、人事管理の必要性から勧奨退職による支援はしているというのが基本だと思いますが、OBにつきましては、企業とか団体から求めがあるような場合には、こちらから情報を提供してということはあると思います。あると思いますし、私自身もそういう経験はしております。ただ、あくまでもその人を探るかどうかは企業・団体等の判断だと思いますし、行く者も探る方の合意によって成立するというふうに考えております。

○長谷川委員 そうすると、細川さんが官房長だった時代は、OBに対してあっせんにかかるような情報提供はされていたわけですね。

○細川財務省事務次官OB ええ、情報提供はしておりました。「あっせん」という言葉の問題なのかもしれません、情報提供もあっせんの一環というふうに概念づけされるのであれば、情報提供はしていたということになります。

○長谷川委員 丹呂さんは「今していない」とおっしゃったわけですが、情報提供をしていないということになるんでしょうか。丹呂さんにお聞きすべきかもしれないんですが。

○細川財務省事務次官OB 前回彼がどう答えたのか、私、議事録も持っておりませんので、情報提供までのことを言ったのかどうか、私はわかりません。

(厚生労働省)

○野村委員 ソヤさんですか。この征矢さんは今、中央職業能力開発協会というところの理事長をされておられるんですけれども、征矢さんが行かれた中央職業能力開発協会というところは、前の前の次官なんでしょうか、若林さんという方がおつきになっていたところにスライドしていくような形で皆さん、若林さんはまた別なところに行っておられて、今、看護家政紹介事業協会というところの会長をされているんですが。非常に見事にそれぞれの方々がきれいに動いておられるんですね。ここはこの方々の中でみんなが順繰りに連絡をとりあってやっておられるということですか。

(中略)

○戸内厚生労働省事務次官OB 今お話の中央職業能力開発協会というのは、ことしの11月に22歳以下の若者の国際技能競技大会と障害者の国際技能競技大会の同時開催を静岡でやることになっているんです。一緒にやるのは世界で初めてなんです、東京ではなくて静岡ということで。静岡も非常に熱心に取り組んでいるんですけども、何とか成功させないといかんと。これは去年の「骨太」にも書かれています。ということで、若林さんが体調を崩されちゃって、このままこの職務を続けることは無理だということになりました。今申し上げた2つの大会は、1つは今申し上げた中央職業能力開発協会で担当し、もう1つの障害者の方は我が方の機構で担当しているということで、メインが中央職業能力開発協会だったものですから、若林さんがこれ以上は体力的に無理だということで、一番詳しい征矢さんに全部を引っ張っていってもらおうということで、征矢さんが行ったということであります。

そういう意味では、見事にというんですけれども、11月の大会を成功させるためにはそれがベストの道だったんだろうと思います。実際どうやったかというと、若林さんがだれに譲ろうかということで、会長は民間人で、会長とも相談して、征矢さんが一番ベストであるという会長のご意向もあり、征矢さんでいこうということになったということです。とにかく早く帰りたいというところを待ってくれといって、1年後に実現したということです。

(農林水産省)

○中野委員 歴代事務次官の第二の就職先を見てみると、第二の人生は非常に長いというような感じがします。例えば、田中さんという方を見てみると、15年ぐらい続いているんですね。今、公務員バッシングの一つの背景に、1つ目の就職は勧奨がかかって仕方がない。ただ、2つ目3つ目というのはいわゆる渡りと言われて批判の対象になっている。これが背景になつてバッシングが強くなるので、先ほどおっしゃられたように若い官僚はみんな安い給料で長時間働いている。にもかかわらずどんどんバッシングされている。そういう問題、関連についてご自身どのようにお考えになつてしまつていますか。

○石原農林水産省事務次官〇B それは決して望ましいことではないと思っております。昔の人事がどういうことで行われたかというのはわかりません。ただ、昔の独立行政法人、認可法人、こういうもののトップにつきましては、事務方からいろいろデータを集めて、あるいは、その団体・法人についてどういう課題があるのか。何もなければだれでもいいんでしょうけれども、こういう課題がある、これにふさわしい人はこうではないかということで案をつくりまして、最終的には大臣の決裁をいただいて任命行為となるわけですね。

それは、そのときどきにそういう判断をして、そういう任命をしたんだと思っておりますけれども、具体的にどういう事情で、今おっしゃいますような批判を招くようなあれをしたのかというのはちょっとわかりません。しかし、最近のあれをごらんいただいたらわかりますけれども、非常に長くなっています。役所の場合8年という限度がありますので、大体8年ぐらいをやるということが行われているというのはあろうかと思います。

(国土交通省)

○長谷川委員 これは、岩村さんは直接ご存じではないことかもわからないんですが、いただいている資料を見てみると、次官経験者の方たちは、やはりこれを見ても、公団とか関連団体に何カ所も、多い方だと5カ所、6カ所、7カ所と転々と移っておられて、しかもあっせんありというふうにお答えになっているわけです。

まさにここが渡り鳥ではないかと指摘されている点だと思うんですけれども、こういうことは、官房の組織としておやりになってきたことと理解してよろしいんでしょうか。

○岩村国土交通省事務次官〇B 少なくとも官房でやっているのは、さっき言ったように、現職の人の新陳代謝のためのあっせんといいますか、情報提供はやっていますが、〇Bについては、直接はやりようがありませんよね。あとはそこの企業が、企業なり公団でもいいですよ、公団が、もう本人がやめたいと。そして、その後をどうするんだと。そのときの情報紹介があります。

そこまでの話であって、あとそれに向かって、最後は、さっきも言ったように、特に公団のことをおっしゃっているのであれば、運輸大臣なり国土交通大臣がこの人でいいかどうかの判断をして決めているということになるかと思います。その間の情報、本人がやめたがっているとか、引くと言っている、その情報は我々の知るところになりますけれども、それ以上のこと

は、次はどういう、この人は行けるのか、行けないのか、それは大臣と相談して決めているという話です。

(総務省)

○林総務省事務次官OB 再就職について何点かお尋ね、あるいは私の意見について述べるようにというご指示をいただいておりますが、再就職関係の問題の前に、公務員制度改革につきまして、せっかくの機会でありますので簡単に私の考え方をまず述べさせていただきたいと思います。

(中略)

なお、職員のOBの件につきましては、私の経験からいたしますと、直接のあっせんをいたしておりませんが、公益、民間法人あるいは大学当局あるいはOBご本人から情報提供の要請や問い合わせがございます場合があります。そのような場合は、必要な範囲で人事当局からも適時情報を提供しているのが実態であると、こういうふうに申し上げておきたいと思います。

(経済産業省)

○長谷川委員 OBの方たちは、これまで、例えば1社の顧問とかという形ではなくて、2回目、3回目といろいろ転職をその後も重ねていっているケースが多いと思うんですけども、そういうときは、それはOB同士のお話で決まっていることなんでしょうか。それとも本省の官房がかかわって、どのような形でかかわってくるんでしょうか。

○杉山経済産業省事務次官OB 全体像を私は承知をしていませんが、私の経験のある、知っているところでは、OB同士で話をするということではなくて、例えば私が次官のときに経験があったのは、ある会社の首脳が私のところに参りました、今来ておられるAさんというのが実は定年になりますと。したがって、その後、役所からその人の後釜にふさわしいような、こういった、あるいはこういったような経験のある、こういう性格なり得意分野の方をぜひ欲しいんだけども、そういう人はおりませんかというような話があって、官房長と相談をして、例えばこういう人はどうかと紹介するというようなことはございました。紹介をして話がうまくいった場合もあるし、うまくいかなかった場合もございます。

(中略)

○野村委員 そのときに単に「こういう方がいますよ」というのであれば、それはもう、求めてきている方の側も承知の事実、周知の事実ですね。過去にどういう方が次官をやられていたかということは、みんな知っているわけですから。そうすると、こういう方が昔、次官やっていましたという情報では何の情報でもありませんので、そうしますと、過去次官だった方にも、何かご連絡をしていただいて、こういうお話が今来ていますけれども、あなたいかがですかというようなことを官房の方からやられるという……

○杉山経済産業省事務次官OB 会社から、そういうお話があれば、それにふさわしい人になぐということはしたことがあります。あとは、当事者同士のお話になると思います。私も紹介をされて、あとは経産省と関係なく、私と損保ジャパンの人事担当なり社長と話をして、それでどうするかというのを決めました。

官民人材交流センターにおける2回目以降の再就職の取扱い

<法律>

- ・「職員の離職に際しての離職後の再就職の援助」(国公法第18条の5)と規定。

<国会答弁>

- ・二回目、三回目のあっせんとかはしない。通常二回目、三回目の再就職は離職後長期間にわたっており、職員の離職に際しという時間感覚とはまるで違う。
特段の例外は想定していない。離職に際してということであるから、常識的な期間は当然ある。(H19.5.18 衆内閣委 対細野豪志君 渡辺大臣答弁)
- ・離職と一連とみなされる就職であるかどうかという判断で具体的なケースについて認められるかどうかというのは考えていくもの。(H19.6.12 参内閣委 対松井孝治君 政府参考人答弁)

(考え方)

- ・再就職先の仕事に適性がなく早期に退職するような場合や、再就職先の倒産・業務縮小等によりあっせん先を退職せざるを得ない場合には、2回目の支援を行うこととするか。ただし、この場合でも、例えば民間で通常試用期間とされる期間(3か月～6か月)程度に限ることとし、これを超えるものについては2回目の支援を行わないこととするか。
- 職員があっせんを受け再就職するに当たり過度に慎重になることなく、センターの事務を円滑に実施することができる。
- 退職の事情によっては、支援することに国民の理解が得られない可能性。

出典：「第6回官民人材交流センターの制度設計に関する懇談会(平成19年9月12日)」資料